

(参考資料)

北海道農政部農業土木工事関係  
委託業務検査方法書

(白紙)

## 北海道農政部所管工事関係委託業務検査方法書の制定について

（ 令和4年1月12日 事調第915号  
農政部長から各（総合）振興局長あて ）

「業務委託事務取扱要綱」（昭和50年3月25日局総第101号副出納局長、総務部長通達）に基づく検査の方法に関して、「北海道農政部所管工事関係委託業務検査方法書」（平成17年2月10日設計第692号）定めているところですが、一部改正を行い別紙のとおり通知します。

なお、本方法書については、平成17年4月1日以降に行われる検査からの適用とするので、適正な執行をお願いします。

（技術指導係 内線 27-182）

## 北海道農政部所管工事関係委託業務検査方法書

### (趣 旨)

**第1条** 北海道農政部が所管する農業土木工事関係委託業務の内、測量、調査、設計に関する検査の方法は、「業務委託事務取扱要綱」(昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達(以下「要綱」という。))によるほか、この方法書の定めるところによるものとする。

### (検査の種類及び目的)

**第2条** 検査の種類及び目的は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の完了検査(要綱別記第10号様式、委託契約書(以下「約款」という。)第30条)、指定部分に係る検査(約款第36条第1項)、及び引渡部分に係る検査(約款第36条第2項)(以下「完了検査」という。)

委託業務の成果品が契約図書に定められた数量や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、受託者から成果品の引渡しを受ける。

(2) 中間検査(要綱7)

委託業務の履行中に契約内容が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、委託業務の手戻りを防ぎ、完了検査の効率化を図る。

対象委託業務、実施時期については別に定める北海道農政部所管工事関係委託業務中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した成果品については、委託業務の内容から再度の確認が必要な場合を除き、完了検査時の確認を省略することができる。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

委託業務完了後に契約不適合が発見され、その修補業務の完了を確認するために行う検査で、受託者から成果品の引渡しを受ける。

### (検査の立会い)

**第3条** 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該委託業務に係る業務担当員の立会いを求めることができる。

### (検査の準備)

**第4条** 検査員は、検査にあたって、受託者及び業務担当員に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

### (検査の内容)

**第5条** 検査は、当該委託業務の実績報告書及び成果品を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、受託者または業務担当員に対して、履行状況及び関係資料について事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うこととする。

### (成果品の検査)

**第6条** 検査員は、成果品が委託者の意図を満足し、定められた技術基準に沿っているか否かを確認するために、成果品の数量及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、検査基準（別表1）及び業務別検査の視点（別表2）に基づき、成果品及び各種記録（照査記録、写真及び業務管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。

### (委託業務の検査報告)

**第7条** 検査員は、当該委託業務の検査を行ったときは、その検査内容及び特記すべき事項を委託業務検査報告書（別記様式-1）に記載し、支出負担行為担当者に、速やかに提出するものとする。

### (検査合格の取扱い)

**第8条** 当該委託業務が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査報告書（要綱別記第16号様式）により検査調書を作成の上、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（別記様式-2）にその検査内容を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

検査員は、契約不適合修補委託業務完了検査報告書（別記様式-3）にその検査内容を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

### (検査不合格の取扱い)

**第9条** 当該委託業務が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査不合格報告書（別記様式-4）に修補内容を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該委託業務の実施状況及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、業務担当員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書（別記様式-2）にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) 契約不適合修補委託業務完了検査

検査員は、契約不適合修補委託業務完了検査の結果、合格しない場合は、契約不適合修補委託業務完了検査報告書（別記様式-3）にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

### (検査の中止)

**第10条** 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受託者若しくは管理技術者またはその他の使用人が検査の実施を妨害したとき。

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき。

**(緊急措置)**

**第 11 条** 検査員は、検査にあたりその措置に緊急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受託者に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

**(委託業務施行成績の評定)**

**第 12 条** 検査員は、委託が完了検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道工事関係委託業務施行成績評定要領（平成 14 年 3 月 27 日付け建情第 1955 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、委託業務施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

**(その他)**

**第 13 条** この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成 13 年 3 月 29 日付け建情第 2328 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

別表 1

検査基準

検査項目	検査内容	検査方法
委託業務目的の達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品は委託の目的を達成しているか</li> <li>・ 打ち合わせ記録の内容が成果品に反映されているか</li> <li>・ 成果品を使用する際に不足が生じないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書と報告書、成果品、各種記録の観察により検査する</li> </ul>
成果品の数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品の数量は、設計図書と対比して合致しているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観察または実測により検査する</li> </ul>
成果品の品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照査は的確に行われているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照査報告書の照査項目は適切か確認する。</li> <li>・ 照査項目を抽出して照査内容を確認する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りまとめはわかりやすく、的確に行われているか</li> <li>・ 成果品にミスはないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観察と受託者からの説明を聞き取り、検査する</li> <li>・ 検査中の成果品観察により誤字、脱字、漏れが無い検査する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品は適切な技術基準により実施されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観察と受託者からの説明により、成果品を作成した技術基準を確認する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品は適切な調査測定方法、調査測定機器によって作成されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観察と受託者からの説明により、調査測定方法、調査測定機器を確認する。</li> </ul>

別表 2

業務別検査の視点 (1 / 3)

業務	検査項目	検査の視点
測量業務	目的達成	・ 測量の範囲は今後の業務に必要となる範囲となっているか
		・ 現地と比較し、測量点、調査物件に不足はないか
	成果品の数量	・ 設計図書で示されている成果品が作成されているか
		・ 公共測量作業規程で示されている成果品が作成されているか
		・ 現地に成果品となる測量標等が設置されているか
	成果品の品質	・ 観測手簿に作為はないか
		・ 精度管理が確実に実施されており、制限値内か
		・ 点検計算が所定の方法で行われ、許容範囲内か
		・ 平均計算による誤差は許容範囲内か
		・ 図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか
	・ 測量標等の設置位置は工事等に支障なく適切か	

業務別検査の視点 (2 / 3)

業務	検査項目	検査の視点
調査業務	目的達成	・ 調査の範囲は今後の業務に必要な範囲となっているか
		・ 調査の解析結果は業務の目的を達成しているか
		・ 対策工法の比較検討に当たっては可能な工法を選定し、経済性、安全性、長期安定性に十分考慮しているか
	成果品の数量	・ 設計図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか
		・ 現地に成果品となる観測機器、調査位置表示が設置されているか
	成果品の品質	・ 調査記録に作為はないか
		・ 精度管理が確実に実行されており、制限値内か
		・ 調査機器の点検が所定の方法で行われているか
		・ 解析方法、計算方法、計画の安全率等は適切か
		・ 調査結果と考察、解析は矛盾点無く、整合しているか
		・ 報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか
		・ 考察や解析に使用した技術資料は明確になっているか
		・ 設計、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか
・ 成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか		

業務別検査の視点 (3 / 3)

業務	検査項目	検査の視点
設計業務	目的達成	・ 設計内容は積算、施工、他の設計業務に必要な成果品を作成しているか
		・ 設計内容は工事目的を達成しているか
	成果品の数量	・ 設計図書で示されている成果品（図面、報告書等）が作成されているか
	成果品の品質	・ 設計内容は測量、調査解析結果を反映しているか
		・ 設計内容は現場の特性に合わせて、経済性、安全性、施工性、環境保全、維持管理が考慮されているか
		・ 設計方法、数量計算方法、構造物の安全率等は適切か
		・ 報告書、図面に誤記、脱落、図式の誤りはないか
		・ 設計に使用した技術資料は明確になっているか
		・ 積算、施工に使用しやすい報告書、図面となっているか
		・ 成果品の照査は不足無く、確実に実施しているか



## 北海道農政部所管工事関係委託業務中間検査実施基準の制定について

（令和4年1月12日 事調第915号  
農政部長から各（総合）振興局長あて）

「北海道農政部所管工事関係委託業務検査方法書の制定について（令和4年1月12日付け事調第915号）」で定める委託業務の中間検査の実施に関して、別添のとおり「北海道農政部所管工事関係委託業務中間検査実施基準」を定めたので通知します。

なお、本実施基準については、令和4年4月1日以降に行われる検査からの適用とするので、適正な執行をお願いします。

（技術指導係 内線 27-182）

## 北海道農政部所管工事関係委託業務中間検査実施基準

### (目的)

第1 この実施基準は、測量業務、調査業務、設計業務などの関連する業務を2つ以上一括して発注した委託業務において、先に完成した測量業務、調査業務などの成果品について、契約が適正に履行されていることを確認することにより、その成果品を利用して行う設計業務等の手戻りを防ぎ、完了検査の効率化を図ることを目的とし、「業務委託事務取扱要綱」(昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達)及び「北海道農政部所管工事関係委託業務検査方法書」に基づく、中間検査の実施に関し、必要な事項を定める。

### (対象委託業務及び実施時期の指定)

第2 中間検査の対象委託業務の成果品及び実施時期は、特記仕様書で指定するものとする。

2 前項の他、中間検査が必要と認められる場合は、業務担当員は支出負担行為担当者に検査の実施について上申できるものとする。

### (対象委託業務)

第3 中間検査の対象委託業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当初設計金額1千万円以上かつ5ヶ月以上の委託のうち、測量業務、調査業務、設計業務などの関連する業務を2つ以上一括して委託した業務で測量業務、調査業務などに手戻りが発生するとそれを利用して作成される成果品に大きな影響を与える委託業務(別添1の委託中間検査実施基準の運用についてを参照)
- (2) 支出負担行為担当者が必要と認めた委託業務

### (検査実施日)

第4 中間検査実施可能日については、その14日前までに受託者から実施可能日の報告を受けることとする。

2 主任担当員及び業務担当員は、受託者からの報告後、速やかに支出負担行為担当者に中間検査上申書(別記様式-5)を提出するものとする。

3 支出負担行為担当者は、主任担当員及び業務担当員からの上申に基づき、検査員を指定し、中間検査実施可能日以降速やかに検査を実施するものとする。

### (関係資料の準備)

第5 業務担当員及び受託者は、検査のための資料として次に掲げる関係資料を準備するものとする。

- (1) 契約図書(契約書、設計図書)
- (2) 業務計画書
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 立会い・段階確認資料
- (5) 成果管理資料(照査報告書、社内検査実施報告書等を含む)
- (6) 成果品目録
- (7) 記録写真

(8) その他関係資料

2 前項の関係資料の内、中間検査に係る成果品目録を検査員に提出するものとする。

(中間検査の「でき形部分等」の請負代金の取扱い)

第6 中間検査は検査日までに完成したでき形部分については、技術的確認は行うが「でき形部分等」に相当する業務委託料の支払い対象とはしない。

(その他)

第7 この実施基準は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)の例によるものとする。

## 別添 1 北海道農政部所管工事関係委託業務中間検査実施基準の運用について

## (対象委託業務等個別事例)

対象委託業務及び実施時期については、測量終了後の素図による地元協議が完了し、設計条件が提示できる段階で行うこととするなど、次表を参考とするものとする。

なお、中間検査の対象委託業務において、やむを得ず設計内容に変更が生じた結果、測量成果等を変更する場合には、新たに中間検査を実施せず、主任業務担当員・業務担当員による段階確認を活用するなど、効率的に対応するものとする。

委託業務	内 容	実施時期
農道関係	農道設計を前提とした業務における測量（基準点・路線測量）、設計（農道）	農道設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
水路関係 （用水路・排水路）	水路設計を前提とした業務における測量（基準点・路線測量）、設計（用水路・排水路）	水路設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
畑かん・営農用水関係 （管路・施設）	畑かん・営農用水設計を前提とした業務における測量（基準点・路線測量）、設計（畑かん・営農用水）	畑かん・営農用水設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
面（水田・畑地帯・草地整備）関係 （区画整理・暗渠・除レキ・他）	面整備を前提とした業務における測量（区域測量等）が中心となる場合	対象としない
点的構造物設計関係 （橋梁工・頭首工・フィルダム・その他構造物）	農道・水路等の設計を前提とした業務における設計（橋梁工・頭首工・フィルダム・その他構造物）	調査と設計を一括して発注した場合にあって、点的構造物設計条件の提示ができる段階
畜産関係 （畜舎・堆肥舎、附帯施設）	畜産施設設計を前提とした業務における測量（縦横断・平面測量）、設計（畜舎・堆肥舎、附帯施設）	畜産施設設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
建築関係 （建築・附帯工）	建築施設設計を前提とした業務における測量（縦横断・平面測量）、設計（建築・附帯工）	建築関係設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
海岸保全関係	海岸施設設計を前提とした業務における測量（深淺測量等）、設計（解析含む）	海岸施設設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による関係機関協議の完了後
公園環境関係	公園環境施設設計を前提とした業務における測量（縦横断・平面測量）、設計（公園環境）	公園環境施設設計条件の提示ができる段階であって、測量終了後における素図による地元協議の完了後
土質地質調査関係 水文調査・解析関係	地すべり対策調査での観測・解析業務後に設計業務がある場合（観測期間が長期にわたり、短期間の設計となる場合）	対象としない
	別途指定する必要がある業務	水文調査などその他の業務に先立って行うことが必要な業務においては、適宜実施すること
その他	別途指定する必要がある業務	適宜

別記様式－１

委託業務検査報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

検査員 職氏名

委託業務番号 \_\_\_\_\_

委託業務名 \_\_\_\_\_

上記委託業務に係る検査の実施について、次のとおり実施したので報告します。

受 託 者	委託期間		年 月 日 ~
	(当初)	(最終)	年 月 日
委託金額	円 (当初)	(最終)	年 月 日
	円 (最終)	検査年月日	年 月 日
検査員所見			
その他特記事項			

注 検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－２

中間検査報告書  
(第 回)

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

検査員 職氏名

委託業務番号 \_\_\_\_\_

委託業務名 \_\_\_\_\_

上記委託業務に係る中間検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

受 託 者		委託期間 (当初)	年 月 日 ~ 年 月 日
委託金額	円 (当初)	検査年月日	年 月 日
検査員所見			
その他特記事項			

注 検査員所見は、確認事項や特記すべき事項を記載すること。

別記様式－3

# 契約不適合修補委託業務完了検査報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

検査員 職氏名

委託業務名

---

上記契約不適合修補委託業務完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり確認したので報告します。

被修補請求者		検査年月日	年 月 日
検査員所見			

注 検査員所見には合格、不合格を記載すること。  
不合格の場合はその内容について明記すること。

別記様式－４

委託業務完了検査不合格報告書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

検査員 (職氏名)

委託業務番号 \_\_\_\_\_

委託業務名 \_\_\_\_\_

上記委託業務完了に係る検査について、検査の結果、次のとおり修補を要するものと認めます。

受託者			
委託期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
検査年月日	年 月 日	修補に要する日数	日
検査員所見 【修補（改 造） を要する部分 及び修補の概 要】			

決 裁 欄					
上記委託業務に係る修補を受託者に請求する。		決裁権者			
		起案者	部	課	
修補履行期限	年 月 日				
		起案年月日	年 月 日		
整理番号	第 号	請求年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日



別記様式－5

中間検査上申書  
( 第 回 )

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

所 属

主任担当員 職氏名

業務担当員 職氏名

委託業務番号 \_\_\_\_\_

委託業務名 \_\_\_\_\_

上記委託業務について、次に示す箇所の中間検査を上申します。

受 託 者				
現 工 期	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日
現委託金額	円			
中間検査箇所 及び内容				
検査実施可能日	年 月 日 以降			

注 「中間検査箇所及び内容」欄については、できるだけ詳細に記載すること。  
なお、中間検査の実施に係る特記仕様書を添付することで、記載を省略できる。

(白紙)